

『有限責任会社（LLC）における損益の分配、利益の海外送金について』
日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査時点 2010年2月10日

有限責任会社（Limited Liability Company ; LLC）の利益と損失の分配については、出資比率に関係なく、また、当該有限責任会社がサウジアラビア資本との合弁であるか外資 100%であるかにかかわらず、有限責任会社の出資者間の合意により、自由に決定できる。出資者間で利益と損失の分配について決定した場合、当該分配方法は定款に規定されなければならない、定款に規定しない場合には、各出資者は資本金における自己の持分に比例して利益と損失の分配を受けることとなる。

また、利益の海外送金についても、自由に決定することができる。

有限責任会社の利益を海外に送金する場合、送金目的を特定して（例えば「配当」である等）、あらかじめ銀行に開示しなければならない。

【関連法規・制度名】

[会社法](#)

[外国投資法](#)

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。